

羽幌町耐震改修促進計画

令和 8年 7月 改訂

羽 幌 町



目次

1	計画の概要	
(1)	計画策定の背景と目的	1
(2)	計画の位置付け	1
(3)	計画の期間	2
(4)	計画の対象区域及び対象住宅・建築物	2
2	想定される地震と被害の予測	
(1)	羽幌町地域防災計画における想定地震	8
(2)	大きな被害を及ぼす可能性のある高い地震及び被害想定結果	10
	ア 海溝型地震(日本海東縁部)	
	イ 内陸型地震	
(3)	想定地震による被害	14
3	住宅・建築物の耐震化の状況	
(1)	公共建築物における耐震化の状況	15
(2)	民間住宅における耐震化の状況	16
	ア 固定資産税台帳に基づく民間住宅の総数	
	イ 耐震化の状況(推計)	
(3)	民間特定建築物における耐震化への対応	18
	ア 多数利用建築物	
	イ 危険物等の貯蔵場	
	ウ 通行障害建築物	
(4)	指定避難所における耐震化の状況	18
4	住宅・建築物の耐震化の目標	19
5	耐震化に係る基本的な取組方針	
(1)	耐震化に向けた所有者等の役割と公共施設の対応	21
(2)	耐震化を促進するための取組方針と施策	21
	ア 相談体制の充実	
	イ 地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及	
	ウ 耐震診断・耐震改修の促進のための環境整備	
	エ 地震に備えた総合的な安全対策の推進	
6	その他計画の推進に関する事項	
(1)	関係法令による指導等	24
(2)	他市町村等関係機関との連携	24

1 計画の概要

(1) 計画策定の背景と目的

平成7年1月の阪神・淡路大震災では、6,434人の尊い命が奪われ、このうちの約4分の3にあたる4,831人が住宅・建築物の倒壊等によるものであったことから、この教訓を踏まえ、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。)が施行されました。

しかし、平成23年3月に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超え、広範囲にわたり甚大な被害をもたらしたほか、令和6年1月発生の能登半島地震など、国内では大地震が頻発しています。北海道内では、平成30年9月に発生した胆振東部地震で最大震度7(本町は震度3)を記録し、大規模な停電が発生するなど、これまでに経験したことのない災害に見舞われました。

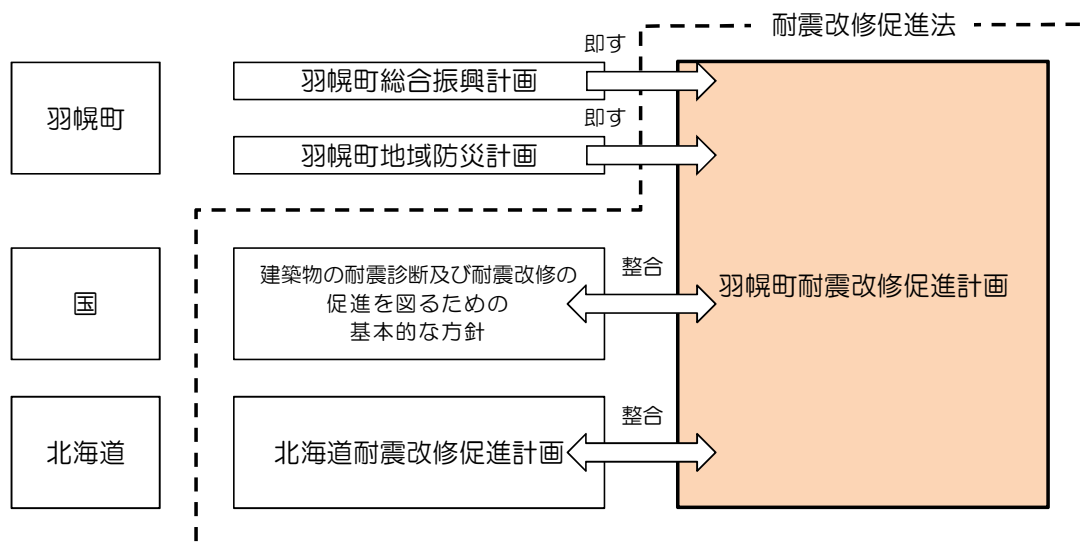
本町においても、こうした地震への対策に関する意識啓発や住宅・建築物の耐震化などを総合的に進める必要があるため、平成24年3月に羽幌町耐震改修促進計画(以下「本計画」という。)を策定(平成28年改訂)したところでありますが、今後予測される大規模地震に対し、町民の安全で安心な生活を確保していく必要があるため、本計画を見直すことといたしました。

また、本計画は、持続可能な開発目標(SDGs)で掲げられている「ゴール1 貧困をなくそう」、「ゴール11 住み続けられるまちづくり」及び「ゴール13 気候変動に具体的な対策」の達成に資するものでもあり、建築物の倒壊等による人命と財産の保護や脆弱性の軽減などを目指すものでもあります。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、耐震改修促進法第5条第1項の規定に基づき定めるものであり、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(令和3年国土交通省告示第1537号。以下「基本方針」という。)及び北海道が定めた耐震改修促進計画と整合を図るとともに、羽幌町総合振興計画(令和4年3月策定)及び羽幌町地域防災計画(令和3年4月改定)に即して定めるものとします。

図1 本計画の位置付け



(3) 計画の期間

本計画の期間は、基本方針及び北海道耐震改修促進計画との整合を図り、令和17年度までとします。なお、社会情勢の大きな変化や関連計画の見直しなどにより、本計画の見直しが必要となった場合には、適宜、見直すものとします。

(4) 計画の対象区域及び対象住宅・建築物

本計画の対象区域は、羽幌町全域とします。

また、対象とする住宅・建築物は、公共建築物及び民間建築物の住宅及び多数利用建築物等^{*1}とし、特に、昭和56年5月以前に建築した建築物については、その一部が現行の耐震基準^{*2}に適合していないものとして耐震化を促進していきます。なお、昭和56年6月以降に建てられた住宅・建築物は、現行の耐震基準により設計・施工されているため、耐震性を有していると判断します。

*1 多数利用建築物等

耐震改修促進法第14条第1号に掲げる多数の者が利用する建築物
耐震改修促進法第14条第2号に掲げる危険物の貯蔵場等
耐震改修促進法第14条第3号に掲げる通行障害建築物

*2 耐震基準

住宅・建築物の耐震基準は、建築基準法(昭和25年法律第201号)により定められており、大きな地震等の被害状況を踏まえ幾度か改正(強化)されている。現行の耐震基準は、昭和53年6月の宮城県沖地震等の被害状況を踏まえ、高い耐震性を確保する基準になっており、昭和56年6月以降に建築した住宅・建築物から適用になっている。

したがって、昭和56年5月以前に建築した住宅・建築物は、現行の耐震基準に適合していないものが大部分であるため、耐震診断により耐震性を確かめる必要がある。

表1-1 本計画の対象建築物

対象建築物		用途	具体的施設	耐震化の観点
公共建築物 ※1	住宅	住宅	町営住宅 教員・職員住宅	住宅
	多数利用建築物※2	学校	羽幌中学校 焼尻小中学校	多数利用施設 指定避難所
		事務所	町役場庁舎	防災対策拠点施設
		集会場	公民館	多数利用施設
民間建築物	住宅	住宅	住宅 賃貸共同住宅	住宅
	多数利用建築物※2		表1-2を参照	多数利用施設
	危険物の貯蔵場等※2		表1-3を参照	危険物貯蔵・処理施設
	通行障害建築物※2		表1-4、図2及び図3を参照	倒壊により円滑な避難を困難とする おそれがある建築物

※1 継続的に利用されない建築物は除く。

※2 耐震改修促進法第14条第1号から第3号までの規模・用途要件に該当する昭和56年5月以前に建築された建築物を対象とする。

表1-2 耐震改修促進法第14条に定める多数利用建築物

用 途		多数利用建築物の 規模要件 (法第14条)	※参考 耐震診断義務付け対象建築物 (法附則第3条)
学校	小学校、中学校、義務教育学校、中等 教育学校の前期課程、特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 (屋内運動場の面積を含む)	階数2以上かつ3,000㎡以上 (屋内運動場の面積を含む)
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上	
体育館(一般公共の用に供されるもの)		階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これ らに類する運動施設		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
病院、診療所			
劇場、観覧場、映画館、演芸場			
集会場、公会堂			
展示場			
卸売市場			
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営 む店舗			階数3以上かつ5,000㎡以上
ホテル、旅館			
賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿			
事務所			
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホーム その他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害 者福祉センターその他これらに類するもの			
幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所		階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上
博物館、美術館、図書館		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
遊技場			
公衆浴場			
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダ ンスホールその他これらに類するもの			
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これら に類するサービス業を営む店舗			
工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に 供する建築物を除く。)			
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着 場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合 の用に供するもの			階数3以上かつ5,000㎡以上
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停 留又は駐車のための施設			
保健所、税務署その他これらに類する公益上 必要な建築物			

表1-3 耐震改修促進法第14条第2号に定める危険物貯蔵場等に関し政令で定める危険物数量

危険物の種類	危険物の数量
一 火薬類	
イ 火薬	10トン
ロ 爆薬	5トン
ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管	50万個
ニ 銃用雷管	500万個
ホ 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線	5万個
ヘ 導爆線又は導火線	500km
ト 信号炎管若しくは信号火箭又は煙火	2トン
チ その他火薬又は爆薬を使用した火工品	当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数量
二 消防法第2条第7項に規定する危険物	危険物の規制に関する政令別表第3の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量
三 危険物の規制に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類	30トン
四 危険物の規制に関する政令別表第4備考第8号に規定する可燃性液体類	20m ³
五 マッチ	300マッチトン※
六 可燃性のガス(圧縮ガス及び液化ガスを除く。)	2万m ³
七 圧縮ガス	20万m ³
八 液化ガス	2,000トン
九 毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物(液体又は気体のものに限る。)	20トン
十 毒物及び劇物取締法第2条第2項に規定する劇物(液体又は気体のものに限る。)	200トン

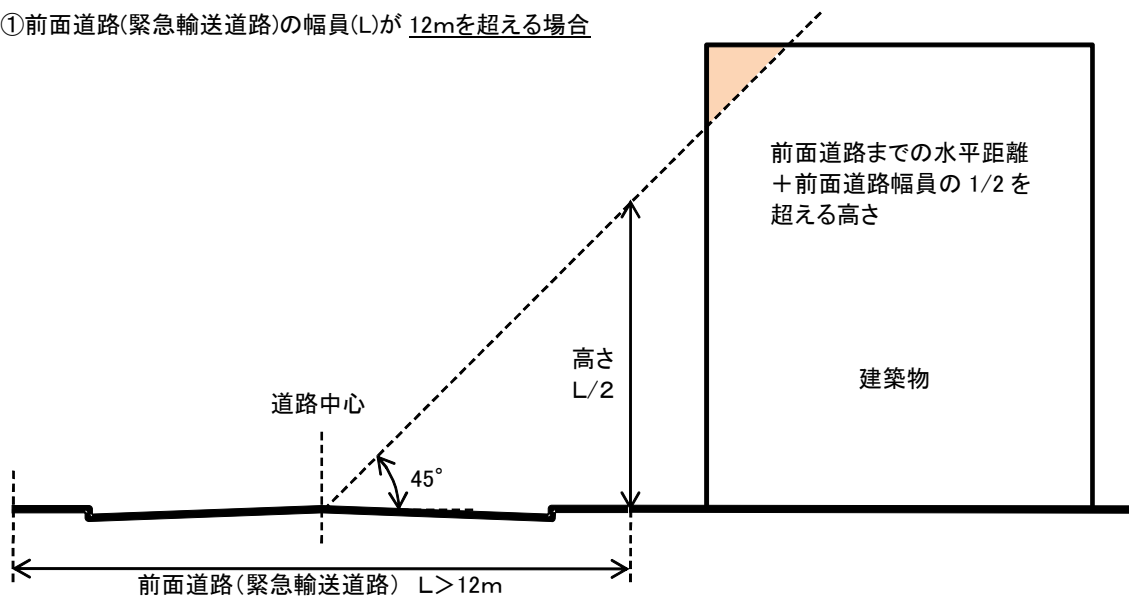
※マッチトン:マッチの計量単位で、1マッチトンは並列マッチ(56×36×17mm)で7,200個、約120kgに相当

表1-4 耐震改修促進法第14条第3号に定める通行障害建築物

前面道路(緊急輸送道路)の幅員	特定建築物の要件
12mを超える場合	前面道路(緊急輸送道路)の境界線までの水平距離に前面道路の幅員の2分の1に相当する距離を加えた高さを超える部分を有する建築物(図2①を参照)
12m以下の場合	前面道路(緊急輸送道路)の境界線までの水平距離に6mを加えた高さを超える部分を有する建築物(図2②を参照)

図2 通行障害建築物の要件

①前面道路(緊急輸送道路)の幅員(L)が 12mを超える場合



②前面道路(緊急輸送道路)の幅員(L)が 12m以下の場合

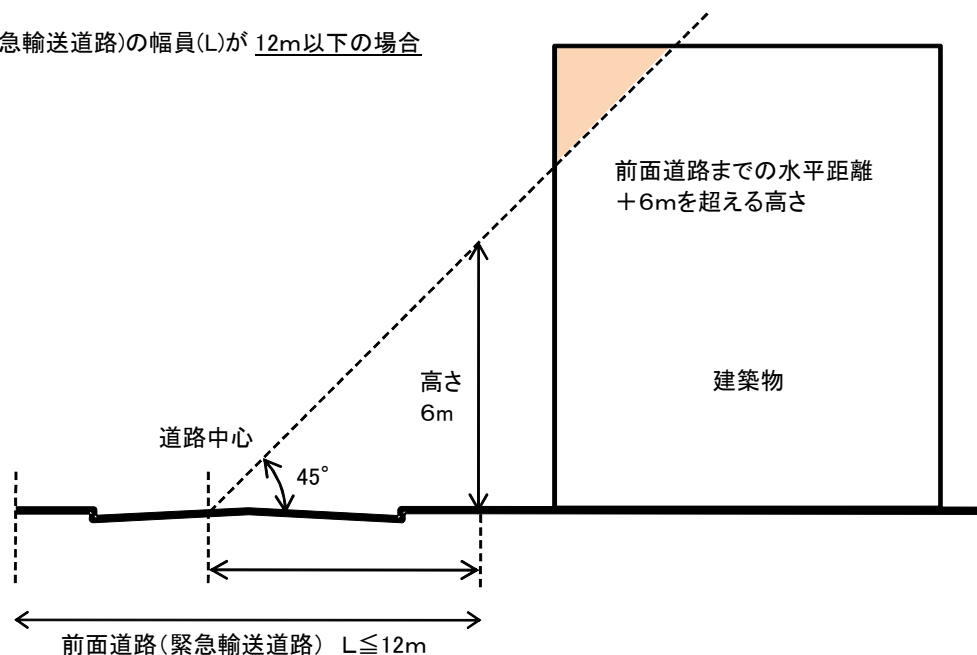


図3 地震時に通行を確保すべき道路(緊急輸送道路)



出典: 国土数値情報(緊急輸送道路データ)を加工して作成

2 想定される地震と被害の予測

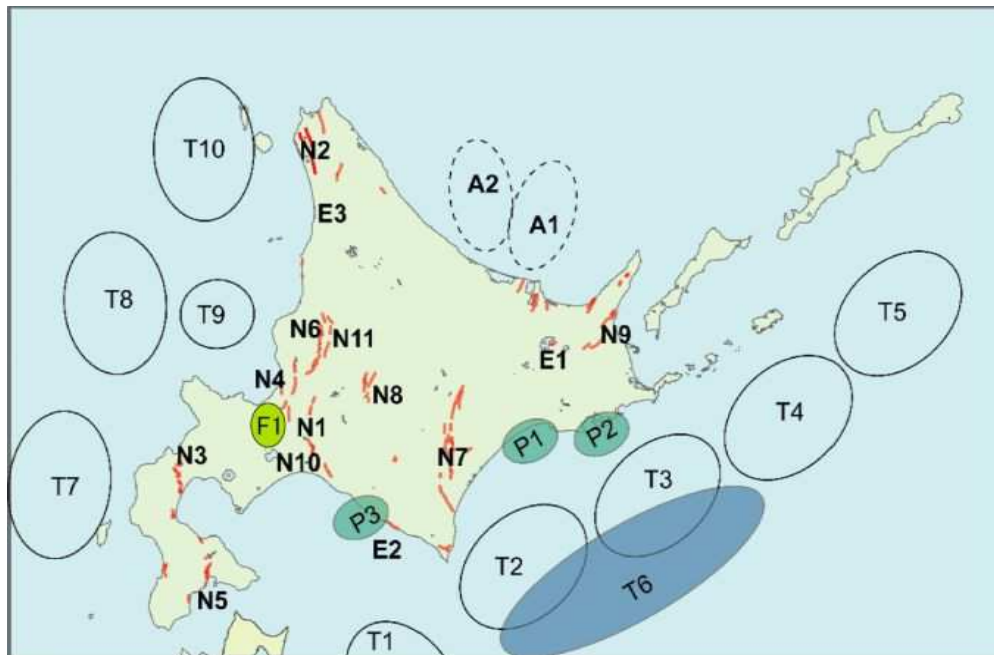
(1) 羽幌町地域防災計画における想定地震

北海道が平成30年2月に作成した「平成28年度地震被害想定調結果報告書(以下「報告書」という。)」では、北海道で想定される地震は、千島海溝や日本海溝から陸域へ潜り込むプレート境界付近やアムールプレートの衝突に伴って日本海東縁部で発生する「海溝型地震」と、その結果圧縮された陸域で発生する「内陸型地震」に大きく分けられています。

また、本報告書において、想定地震の見直しに当たっては、「既往の研究成果、特に海溝型地震と内陸型活断層に関する最新の研究成果等の検討により、北海道に影響を及ぼす可能性のある30地震が想定されることとなった。」と報告され、北海道耐震改修促進計画及び羽幌町地域防災計画において、これらを想定地震としています。

このため、本計画においても、同様に30の地震を想定します。

図4 想定地震の位置



資料: 羽幌町地域防災計画

表2 想定地震の地震名称等

海溝型地震			内陸型地震					
(千島海溝/日本海溝)		M	(活断層帯)		M	N10	石狩低地東縁南部	7.7以上
T1	三陸沖北部	8.0	N1	石狩低地東縁主部	7.9	N11	沼田－砂川付近	7.5
T2	十勝沖	8.1		主部北側	7.5	(伏在断層)		M
T3	根室沖	7.9		主部南側	7.2	F1	札幌市直下	6.7-7.5
T4	色丹島沖	7.8	N2	サロベツ	7.6	(既往の内陸地震)		M
T5	択捉島沖	8.1	N3	黒松内低地	7.3	E1	弟子屈地域	6.5
T6	500年間隔地震	8.6	N4	当別	7.0	E2	浦河周辺	7.1
(日本海東縁部)		M	N5	函館平野西縁	7.0-7.5	E3	道北地域	6.5
T7	北海道南西沖	7.8	N6	増毛山地東縁	7.8	(オホーツク海)		M
T8	積丹半島沖	7.8	N7	十勝平野	－	A1	網走沖	7.8
T9	留萌沖	7.5		主部	8.0	A2	紋別沖(紋別構造線)	7.9
T10	北海道北西沖	7.8		光地園	7.2			
(プレート内)		M	N8	富良野	－			
P1	釧路直下	7.5		西部	7.2			
P2	厚岸直下	7.2		東部	7.2			
P3	日高中部	7.2	N9	標津	7.7以上			

※項目の「M」は想定される「マグニチュード」を示す。

資料: 羽幌町地域防災計画

(2) 大きな被害を及ぼす可能性がある高い地震及び被害想定結果

羽幌町地域防災計画では、表2で示した想定地震の中で、本町に大きな被害を及ぼす可能性が高い地震を次の地震としており、報告書では当地震におけるそれぞれの被害想定結果等を算出しています。

ア 海溝型地震(日本海東縁部)

(ア) 北海道南西沖(T7)

1993年にM7.8の「平成5年(1993年)北海道南西沖地震」が発生しています。なお、地震に由来する海底堆積物の解析などから、500年～1400年程度の間隔で発生すると想定されています。

(イ) 積丹半島沖(T8)

1940年にM7.5の地震が発生しています。なお、地震に由来する海底堆積物の解析などから、1400年～3900年程度の間隔で発生すると想定されていますが、北海道南西沖及び積丹半島沖の地震は、直近の発生からの経過期間が短いため、切迫性は小さいとみられています。

(ウ) 留萌沖(T9)

1947年にM7.0の地震が発生しています。また、1792年の後志津波(M7.1)もこの地域で発生した可能性が大きいと考えられ、M7クラスの地震が発生する領域とみられています。

(エ) 北海道北西沖(T10)

歴史地震などの記録はありません。具体的な地域の特定が難しいですが、利尻トラフの地震性堆積物の解析から3900年程度の間隔で発生すると想定されています。なお、直近の発生は、2100年程度前とされ、M7.8程度の地震が発生すると考えられています。

イ 内陸型地震

(ア) 活断層帯

○増毛山地東縁断層帯(N6)

沼田町から北竜町・雨竜町・新十津川町・浦臼町を経て月形町にかけて分布し、西に傾く逆断層と推定され、M7.8程度の地震が想定されています。30年以内の地震発生確率は最大0.6%で、この値は、国の主な活断層の中ではやや高いグループに属しています。

○沼田－砂川付近の断層帯(N11)

沼田町から滝川市・砂川市にかけて分布すると推定され、存在するとすれば、東側隆起の逆断層でM7.5程度の地震を起こすと考えられています。なお、最新の活動期は不明とされています。

(イ) 既往の内陸地震

○道北地域(E3)

留萌地方から上川北部・宗谷地方にかけての定常的な地震活動が活発な地域であり、1874年にM6.5の地震が発生するなど、M6かこれよりやや小さい地震が発生しています。

表3 被害想定結果

項目			北海道南西沖 (モデルNo.2)			積丹半島沖地震			留萌沖 (モデルNo.2)			北海道北西沖 (モデルNo.2)			
被害想定項目		小項目	単位	冬の 早朝	夏の 昼間	冬の 夕方	冬の 早朝	夏の 昼間	冬の 夕方	冬の 早朝	夏の 昼間	冬の 夕方	冬の 早朝	夏の 昼間	冬の 夕方
(1)地震動		地表における震度（評価単位最大）	－	4.7	4.7	4.7	本地震は、北海道において、地域目標を検討するための詳細な被害想定を実施していく想定地震を、以下の考え方で選定したことにより、被害想定地震の対象から除かれている。 ・クラスター分析を用いた被害分布の似通った断層モデルをグループ化したことにより想定地震が絞り込まれたこと。 ・AHP（階層分析法）を用いた地域（総合振興局又は振興局）毎に防災対策のための優先度の高い地震が抽出されたこと。 ・総合振興局又は振興局で住家被害が最大となる断層モデルを対象としたこと。			5.9	5.9	5.9	5.9	5.9	5.9
(3)急傾斜地崩壊危険度		崩壊危険度A	箇所	0	0	0				7	7	7	5	5	5
		崩壊危険度B	箇所	0	0	0				4	4	4	6	6	6
		崩壊危険度C	箇所	11	11	11				0	0	0	0	0	0
(4)建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	棟	0	0	0				7	3	7	6	2	6
		揺れによる半壊棟数	棟	0	0	0				89	30	89	77	26	77
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	棟	0	0	0				1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満
		液状化による半壊棟数	棟	0	0	0				1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	棟	0	0	0				2	2	2	2	2	2
		急傾斜地崩壊による半壊棟数	棟	0	0	0				6	6	6	6	6	6
	計	全壊棟数	棟	0	0	0	9	5	9	8	5	8			
		半壊棟数	棟	0	0	0	95	36	95	83	32	83			
(5)火災被害		全出火件数	件	0	0	0	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満			
		炎上出荷件数	件	0	0	0	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満			
		焼失棟数	棟	0	0	0	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満			
(6)人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	人	0	0	0	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満			
		揺れによる重傷者数	人	0	0	0	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満			
		揺れによる軽傷者数	人	0	0	0	6	2	5	5	1	4			
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	人	0	0	0	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満			
		急傾斜地崩壊による重傷者数	人	0	0	0	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満			
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	人	0	0	0	2	1未満	1	2	1未満	1			
	火災被害による人的被害	火災による死者数	人	0	0	0	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満			
		火災による重傷者数	人	0	0	0	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満			
		火災による軽傷者数	人	0	0	0	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満			
	計	死者数	人	0	0	0	1	1未満	1未満	1	1未満	1未満			
		重傷者数	人	0	0	0	9	3	6	8	2	5			
		軽傷者数	人	0	0	0	509	486	510	471	451	472			
	避難者数	避難所生活者数	人	0	0	0	274	262	274	254	243	254			
		避難所外避難者数	人	0	0	0	784	748	784	725	694	725			
		避難者数計	人	0	0	0				35			32		
(7)ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	箇所	0						2,022			1,851		
		断水世帯数(直後)	世帯	0						4,457			4,080		
		※断水人口(直後)	人	0						1,135			1,029		
		断水世帯数(1日後)	世帯	0						2,503			2,270		
		※断水人口(1日後)	人	0						1,096			992		
		断水世帯数(2日後)	世帯	0						2,418			2,188		
		※断水人口(2日後)	人	0						－			－		
		復旧日数(人員1/2)	日	－						－			－		
		復旧日数（人員1/4)	日	－						2.4			2.2		
	下水道の被害	被害延長	km	0.3						128			111		
		機能支障世帯数	世帯	12						282			245		
		※機能支障人口	人	26						－			－		
		復旧日数（人員1/2)	日	－						－			－		
		復旧日数（人員1/4)	日	－						1未満			1未満		
										31			30		
(8)交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	箇所	1未満						1未満			1未満		
	その他の道路の被害	被害箇所数	箇所	2						1未満			1未満		
	橋梁(15m以上)の被害	不通箇所数	箇所	0						1未満			1未満		
		通行支障箇所数	箇所	0						1未満			1未満		
	橋梁(15m未満)の被害	不通箇所数	箇所	0						1未満			1未満		
		通行支障箇所数	箇所	0						1未満			1未満		

項目			増毛山地東縁断層帯 (モデル30.2)			沼田一砂川付近の断層帯 (モデル45.3)			道北地震			
被害想定項目	小項目	単位	冬の 早朝	夏の 昼間	冬の 夕方	冬の 早朝	夏の 昼間	冬の 夕方	冬の 早朝	夏の 昼間	冬の 夕方	
(1)地震動	地表における震度（ 評価単位最大）	—	5.6	5.6	5.6	5.2	5.2	5.2	本地震の被害想定結果は 、断層モデルを設定するデ ータが不十分のため、北 海道の被害想定対象検討 地域から除かれている。			
(3)急傾斜地崩壊 危険度	崩壊危険度A	箇所	0	0	0	0	0	0				
	崩壊危険度B	箇所	8	8	8	0	0	0				
	崩壊危険度C	箇所	3	3	3	11	11	11				
(4)建物被害	揺れによる 建物被害	揺れによる全壊棟数	棟	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満				1未満
		揺れによる半壊棟数	棟	18	7	18	1未満	1未満				1未満
	液状化による 建物被害	液状化による全壊棟 数	棟	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満				1未満
		液状化による半壊棟 数	棟	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満				1未満
	急傾斜地崩壊による建物 被害	急傾斜地崩壊による 全壊棟数	棟	1未満	1未満	1未満	0	0				0
		急傾斜地崩壊による 半壊棟数	棟	1未満	1未満	1未満	0	0				0
	計	全壊棟数	棟	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満				1未満
		半壊棟数	棟	19	8	19	1未満	1未満				1未満
(5)火災被害	全出火件数	件	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満				
	炎上出荷件数	件	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満				
	焼失棟数	棟	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満				
(6)人的被害	揺れによる 人的被害	揺れによる死者数	人	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満				1未満
		揺れによる重傷者数	人	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満				1未満
		揺れによる軽傷者数	人	1	1未満	1	1未満	1未満				1未満
	急傾斜地崩壊による人的 被害	急傾斜地崩壊による 死者数	人	1未満	1未満	1未満	0	0				0
		急傾斜地崩壊による 重傷者数	人	1未満	1未満	1未満	0	0				0
		急傾斜地崩壊による 軽傷者数	人	1未満	1未満	1未満	0	0	0			
	火災被害に よる人的被害	火災による死者数	人	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満			
		火災による重傷者数	人	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満			
		火災による軽傷者数	人	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満			
	計	死者数	人	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満			
		重傷者数	人	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満			
		軽傷者数	人	2	1未満	1	1未満	1未満	1未満			
	避難者数	避難所生活者数	人	163	159	163	1未満	1未満	1未満			
		避難所外避難者数	人	88	86	88	1未満	1未満	1未満			
		避難者数計	人	251	244	251	1未満	1未満	1未満			
(7)ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	箇所	10		1未満						
		断水世帯数（直後）	世帯	722		1未満						
		※断水人口（直後）	人	1,592		1未満						
		断水世帯数（1日後）	世帯	407		1未満						
		※断水人口（1日後）	人	898		1未満						
		断水世帯数（2日後）	世帯	387		1未満						
		※断水人口（2日後）	人	852		1未満						
		復旧日数（人員1/2）	日	—		—						
	下水道の被害	復旧日数（人員1/4）	日	—		—						
		被害延長	km	1.6		0.6						
		機能支障世帯数	世帯	81		30						
		※機能支障人口	人	179		67						
		復旧日数（人員1/2）	日	—		—						
		復旧日数（人員1/4）	日	—		—						
(8)交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	箇所	1未満		1未満						
	その他の道路の被害	被害箇所数	箇所	26		12						
	橋梁(15m以上)の被害	不通箇所数	箇所	0		0						
		通行支障箇所数	箇所	0		0						
	橋梁(15m未満)の被害	不通箇所数	箇所	1未満		0						
		通行支障箇所数	箇所	1未満		0						

資料：平成28年度地震被害想定調結果報告書

※被害想定結果における被害想定項目、被害想定方法・データの算出方法等(報告書より抜粋)

被害想定項目				被害想定手法の概要		収集資料、利用データ
自然災害	地震動	工学的基盤面の地震動	Sugito and Kameda の手法	概算計算における工学的基盤面の強震動計算結果を利用		・概算計算における工学的基礎面の強震動計算結果
		地表面の地震動	表層地盤増幅度を用いる手法	地形・地盤分類による地盤増幅度を、収集したボーリングデータから計算した増幅度により補正		・ボーリングデータ ・地形・地盤分類による地盤増幅度
	液状化危険度		松岡・若松ら(2011)による手法	地形・地盤分類250mメッシュマップに基づく液状化危険度の推定手法から算出		・地形・地盤分類データ
	急傾斜地危険度		日本道路協会道路震災対策委員会(1986)の手法	点検内容を利用した法面・斜面の耐震判定。震度と耐震判定ランクによる地震危険度ランクの判定		・急傾斜地崩壊危険箇所に関する資料
建物被害	地震の揺れによる被害	木造	岡田・高井による損傷度関数(1999)	耐震診断値毎の震度と損傷度との関係の手法及び北海道の耐震診断結果から算出		・評価単位別の構造、建築年代別の建物棟数 ・評価単位の図面 ・北海道の耐震診断結果
		非木造	中央防災会議(2006)による手法	建築年代毎の震度と被害率との関係から算出		・評価単位別の構造、建築年代別の建物棟数 ・評価単位の図面
	液状化による被害		中央防災会議(2006)などによる手法	過去の地震による液状化面積率と建物被害率から算出		・評価単位別の構造、建築年代別の建物棟数
	出火・延焼による被害	出火予測	中央防災会議(2006)による手法	建物全壊率に基づく要因別の出火率の算出(既往災害に基づく標準出火率)		・揺れによる建物全壊棟数の計算結果
		延焼防止(消防力)	中央防災会議(2012)などによる手法	阪神淡路大震災の結果に基づく消防力(ポンプ車数、水利数)を指標としたマクロ式から算出		・消防力に関わる資料
		延焼予測	中央防災会議(2012)などによる手法 他	建物単体データを利用した延焼クラスターに基づく火災評価手法から算出		・建物単体データ(都市計画基礎調査)
	急傾斜地崩壊による被害		鳥取県(2005)の手法他	過去の被害を基にした急傾斜地の危険度ランク別の崩壊率や建物被害率と対策工事着手状況から被害棟数を予測		・急傾斜地の影響人家戸数に関わる資料
人的被害	死者数		田畑・岡田らによる棟死亡率関数(2007)他	建物被害計算結果に基づく被害の算出		・評価単位別の人口データに関わる資料
	負傷者数		中央防災会議(2006)による手法他	建物被害計算結果に基づく被害の算出		・屋内人口滞留率に関わる資料
	避難者数		東京都(1997)の手法	過去の地震(兵庫県南部)をもとに建物被害・インフラ被害による影響人口と避難率の関係から算出		・建物被害計算結果／断水世帯数
社会基盤機能支障	ライフライン被害	上水道施設	送水管、配水管被害箇所数	東京都(1997)による手法他	地震動に応じた標準被害率を設定し、地盤・液状化の係数、管種・管径による係数を考慮して被害率を計算	・上水道管路網図あるいはGISデータ ・管路毎の管長、管種、管径に関わる資料
		下水道施設	管きよの被害延長	大規模地震による下水道被害想定検討委員会(2006)の手法	液状化危険度および管種による地震動と被害率の関係から被害延長を算出	・下水道管路網図あるいはGISデータ ・管路毎の管長、管種に関わる資料
	ライフライン機能支障	上水道施設	断水世帯数の予測	川上(1996)の手法	過去の地震(兵庫県南部など)を基にした配水管被害率と断水率の関係による予測手法	・管路被害計算結果
			復旧期間の予測	埼玉県(1998)の手法	水道の管径別復旧効率及び必要人員、確保可能作業員数から復旧日数を予測する手法	・北海道の上水道作業員数データ
		下水道施設	機能支障人口の予測	東京都(1997)の手法	枝線管きよの被害率を支障率と設定	・管路被害計算結果
			復旧期間の予測	東京都(1997)の手法他	下水道の復旧効率及び必要人員、確保可能作業員数から復旧日数を予測する手法	・北海道の下水道作業員数データ
	交通施設被害・能害	道路	道路区間の被害箇所	埼玉県防災会議(1982)の手法	過去の地震被害に基づき地震種別による地震動と被害率との関係から被害箇所を算出	・道路区間データ
		橋梁	橋梁の被害箇所	宮崎県(1997)の手法	過去の地震被害に基づき、示方書年による地震動と不通・通行支障率との関係から計算	・橋梁の位置、設計年(示方書の年)、耐震化の有無などに関わる資料

(3) 想定地震による被害

表3の被害想定結果から、本町が最も被害を受けるとされるのは留萌沖地震であり、そのMは5.9とされ、建物被害、人的被害及び避難者の数は、表4に示すとおりです。

なお、北海道北西沖地震も同規模の地震が想定されているものの、被害想定は、留萌沖地震より低い数値となっています。

表4 留萌沖地震(最も被害の大きかった冬の早朝及び冬の夕方)における被害想定結果

○建物被害

	揺れによる被害	液状化による被害	急傾斜地崩壊による被害	計
全壊(棟)	7	1未満	2	9
半壊(棟)	89	1未満	6	95

○人的被害

	揺れによる被害	急傾斜地崩壊による被害	火災による被害	計
死傷者数(人)	1未満	1未満	1未満	1未満
重傷者数(人)	1未満	1未満	1未満	1
軽傷者数(人)	6	2	1未満	9

○避難者数(人)

避難所生活者数	避難所外避難者数	避難者数計
510	274	784

3 住宅・建築物の耐震化の状況

(1) 公共建築物における耐震化の状況

本計画の対象となる住宅及び多数利用建築物等のうち、町が所有する公共建築物の耐震化の状況は、表5に示すとおりです。なお、これらの建築物には、避難所指定や災害対策本部となる施設が含まれることから、耐震診断等が必要な施設については、計画的な耐震化に係る事業推進に努めるものとします。

表5 公共建築物の耐震化の状況

名称	用途	構造	階数	延床面積(㎡)	建築年	耐震診断	耐震改修	備考
羽幌小学校校舎	学校	RC造	地上2階	4,569.11	H29	不要	不要	
羽幌小学校体育館	学校	SRC造	地上2階	1,248.32	H元	不要	不要	
羽幌中学校校舎	学校	RC造	地上3階	5,405.00	S49	済	済	
羽幌中学校体育館	学校	鉄骨造	地上2階	1,429.00	S50	済	済	
焼尻中学校校舎	学校	鉄骨造	地上2階	1,043.46	S51	未了	未了	
天売小中学校校舎	学校	鉄骨造	地上2階	1,834.23	H16	不要	不要	
中央公民館(新館)	集会所	SRC造	地上3階	2,219.02	S61	不要	不要	
中央公民館(旧館)	集会所	RC造	地上3階	1,656.20	S39	未了	未了	
役場庁舎	事務所	RC造	地上4階	4,519.36	S45	済	未了	
サンセットプラザはぼろ	ホテル	SRC造	地上7階	7,445.18	H6	不要	不要	
総合体育館	体育館	SRC造	地上2階	3,512.54	H9	不要	不要	
夕陽ヶ丘団地1	共同住宅	RC造	地上5階	2,616.59	S57	不要	不要	
夕陽ヶ丘団地2	共同住宅	RC造	地上5階	2,583.55	S57	不要	不要	
ハートタウンはぼろ	店舗	RC造	地上3階	2,800.87	H17	不要	不要	
福祉関連複合施設 (仮称)(旧加藤病院)	事務所	RC造	地上3階 地下1階	1,476.27	S61	不要	不要	

(2) 民間住宅における耐震化の状況

ア 固定資産税台帳に基づく民間住宅の総数

町内には、民間住宅が3,410棟、そのうち昭和56年以前に建築された住宅が1,714棟、一方、耐震性を有する昭和57年以降に建築された住宅が1,696棟存在しています(令和7年6月25日現在。羽幌町財務課調べ)。

イ 耐震化の状況(推計)

昭和57年以降に建築された住宅は耐震性を有しているものとし、昭和56年以前に建築された住宅であっても、一定程度は耐震性を有していると考えられることから、北海道耐震改修促進計画で掲げている住宅の耐震化率^{*4}を参照し、昭和56年以前に建築された戸建て住宅の50.3%、共同住宅の65.8%が耐震性を有しているものとして推計します。

以上から、本町の民間住宅の耐震化率は、75%であると推計します(図5参照)。

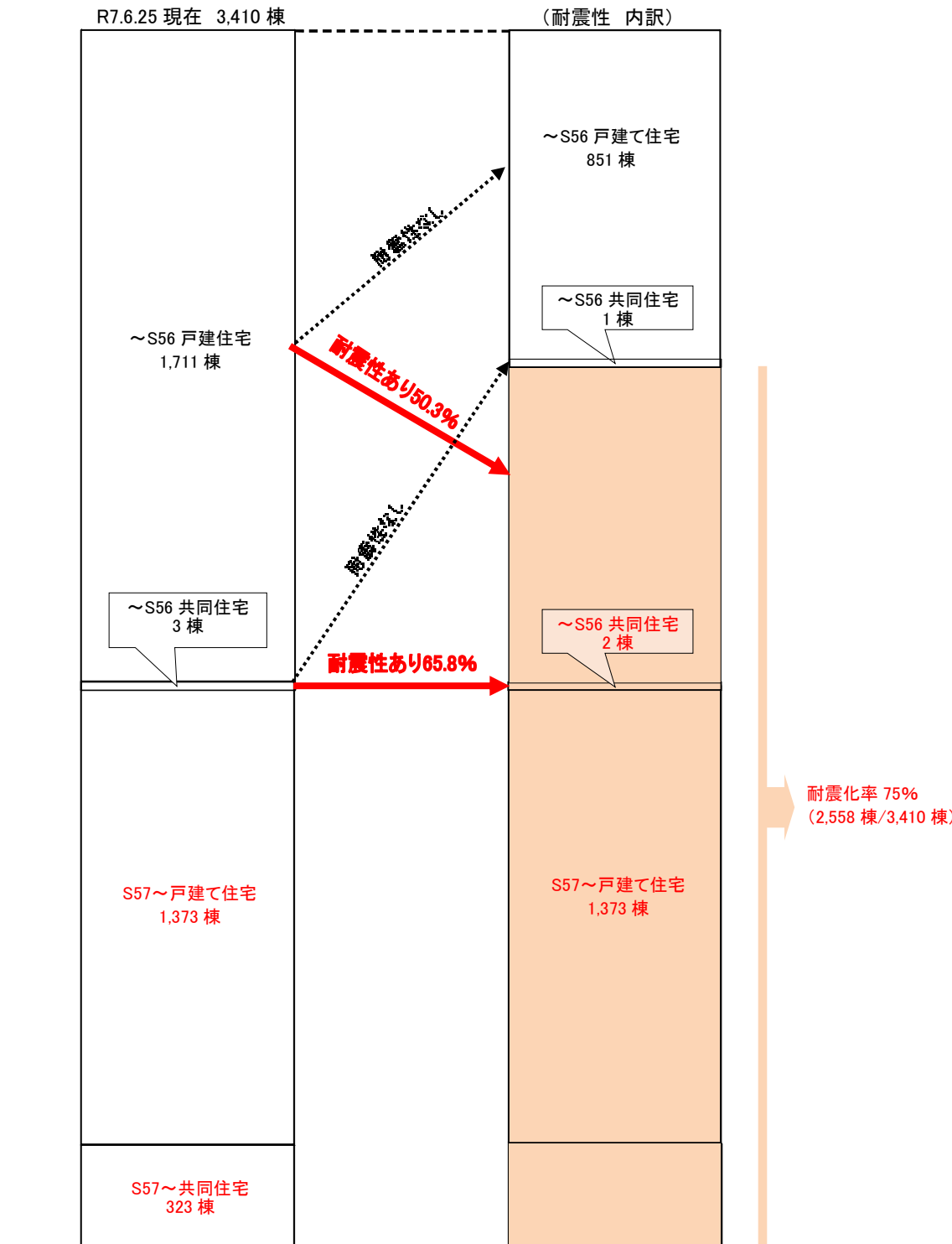
*4 北海道耐震改修促進計画(令和8年4月策定)で掲げる住宅の耐震化率

本計画の策定に当たり、北海道が道内住宅の耐震化の状況として整理している数値を参照に算定する。

【昭和56年以前住宅の耐震化率】

- ・戸建て住宅 総戸数約1,260千戸のうち、昭和57年以降の耐震性有が約946千戸、昭和56年以前が約314千戸。
昭和56年以前の約314千戸のうち、耐震性有が約158千戸、耐震性不十分が約156千戸。
以上から、昭和56年以前に建築された住宅のうち50.3%(約158千戸／約314千戸)が耐震性を有していると推計する。
- ・共同住宅 総戸数約1,166千戸のうち、昭和57年以降の耐震性有が約1,050千戸、昭和56年以前が約117千戸。
昭和56年以前約117千戸のうち、耐震性有は約77千戸、耐震性不十分は約40千戸
以上から、昭和56年以前に建築された住宅のうち65.8%(約77千戸／約117千戸)が耐震性を有していると推計する。

図5 民間住宅における耐震化の状況



(3) 民間建築物における耐震化への対応

ア 多数利用建築物

耐震改修促進法第14条第1号に掲げる多数利用建築物のうち、昭和56年以前に建築された民間建築物については、地震による倒壊等により、建物周辺への被害が懸念されることから、建築物の所有者や管理者に対し、速やかな耐震診断の実施など適切な対応を求めています。

イ 危険物等の貯蔵場

耐震改修促進法第14条第2号に掲げる危険物等の貯蔵場に該当する建築物は、羽幌町内には建設されておりません。

ウ 通行障害建築物

耐震改修促進法第14条第3号に掲げる通行障害建築物(昭和56年以前に建築され、倒壊により緊急輸送道路の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物)のうち、民間建築物については、地震による倒壊等により、前面道路である緊急輸送道路を閉塞し、住民の円滑な避難を妨げるおそれがあることから、各建築物の所有者や管理者に対し、速やかな耐震診断の実施など適切な対応を求めています。

(4) 指定避難所における耐震化の状況

避難所の耐震化の状況は、表6に示すとおりです。

避難所は、地震災害時の拠点施設となるため、施設の使用状況等に応じ、建替・耐震補強・用途廃止など、計画に基づいた適正な施設整備に努めています。

表6 羽幌町内の指定避難所と耐震化の状況

名称	用途	構造	階数	延床面積(㎡)	建築年	耐震診断	耐震改修	備考
羽幌町すこやか健康センター	集会所	RC造	地上1階	998.20	H9	不要	不要	福祉
羽幌小学校	学校	RC造	地上2階	5,817.43	H29	不要	不要	
羽幌町中央公民館	集会所	RC造	地上2階	2,219.02	S61	不要	不要	新館
羽幌高等学校	学校	RC造	地上4階	6,324.20	S56	済	耐震性有	
羽幌中学校	学校	RC造	地上3階	6,834.00	S49	済	済	
羽幌町総合体育館	体育館	SRC造	地上2階	4,215.54	H9	不要	不要	
天売小中学校	学校	鉄骨造	地上2階	2,529.00	H16	不要	不要	
焼尻総合研修センター	集会所	CB造	地上1階	623.84	S45	未了	未了	

資料: 羽幌町地域防災計画

4 住宅・建築物の耐震化の目標

基本方針では、南海トラフ地震防災対策推進基本計画、首都直下地震緊急対策基本計画及び住生活基本計画における目標を踏まえ、令和17年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標としています。

また、北海道耐震改修促進計画においても、令和17年度までには耐震性が不十分な住宅を「おおむね解消」することを目指すものとしています。

このため、本計画においても、基本方針及び北海道耐震改修促進計画との整合を図るとともに、町内の住宅・建築物の耐震化率の現状を踏まえ、地震被害の軽減を図るため、令和17年度末までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標とします。

【民間住宅における耐震化の目標を達成するために耐震改修が必要な住宅数(推計)】

近年、本町へ提出された建築確認申請の数、本町で実施している空き家対策事業補助金を活用し解体された住宅の数、その他町内における共同住宅の需要等から、令和8年4月から令和17年3月(計画期間の最後)までの10年間に、次のように民間住宅の数が推移すると仮定します。

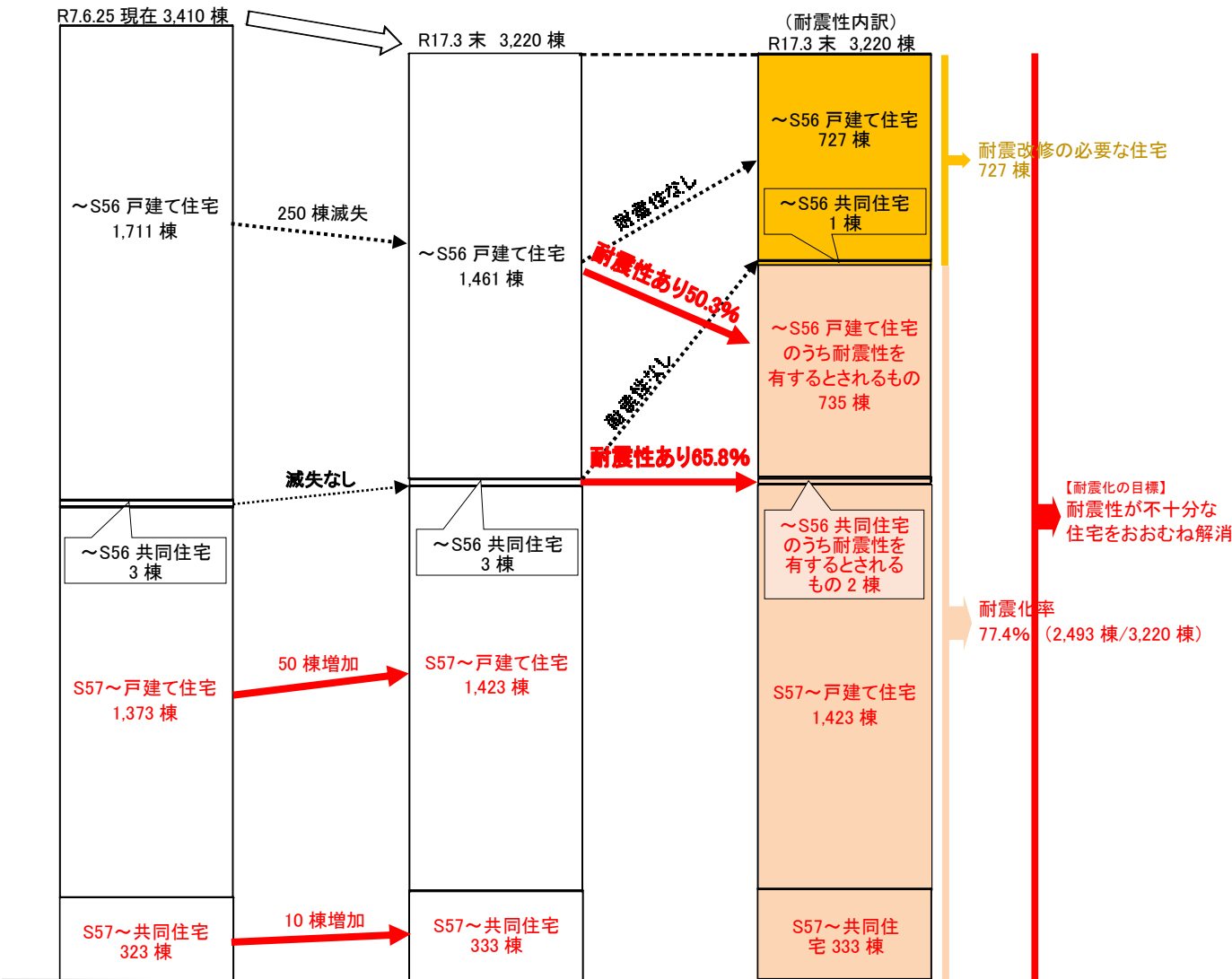
・昭和56年以前建築の戸建て住宅	…250棟(25棟/年と仮定)が滅失
・昭和56年以前建築の共同住宅	…増減なし
・昭和57年以降建築の戸建て住宅	…50棟(5棟/年と仮定)が新築増加
・昭和57年以降建築の共同住宅	…10棟(1棟/年と仮定)が増加

この仮定を基に、令和17年3月末時点の民間住宅棟数を3,220棟と推計します。

また、昭和56年以前建築の戸建て住宅及び共同住宅のうち耐震性を有する住宅が、P16で参照したそれぞれの耐震化率50.3%・65.8%を占めると仮定すると、令和17年3月末時点の民間住宅の耐震化率は77.4%と推計されます(図6参照)。

このため、令和17年度末までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消するには、昭和56年以前建築の戸建て住宅のうち、耐震性を有しないとされる住宅727棟について、耐震改修又は使用に供していない住宅の解体等を進めていく必要があります(図6参照)。

図6 民間住宅における耐震化の目標と耐震改修が必要な住宅数



5 耐震化に係る基本的な取組方針

(1) 耐震化に向けた所有者等の役割と公共施設の対応

住宅・建築物の所有者等は、地震に対する建築物の安全性向上が、人命と財産を保全し、隣接する建物や道路への被害抑制にもつながり、地域社会全体の防災力強化に寄与するものとして、耐震化に取り組んでいく必要があります。

町が所有する公共施設については、住宅をはじめ多数利用建築物や災害発生時の避難所として指定している建築物が多くあります。このため、耐震化が未了な建築物については、別に作成する公共施設マネジメント計画に基づき、安全・安心で住民ニーズに即した施設整備を進めていく必要があります。

(2) 耐震化を促進するための取組方針と施策

ア 相談体制の充実

近年、悪質なリフォーム工事詐欺など住宅を取り巻く社会的な問題が生じていることから、耐震診断や耐震改修のみならず住宅リフォーム全般に関し、住宅等の所有者が安心して相談できるよう北海道と連携し体制の整備を図ることとします。

イ 地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

(ア) 住宅・建築物の耐震診断や耐震改修の必要性、その効果について普及啓発を図るため、専門的な知識を有する関係機関等のホームページを活用し、積極的な情報提供に努めます。

(関係機関の例)

北海道建設部住宅局建築指導課ホームページ <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksd/>

一般財団法人日本建築防災協会ホームページ <http://www.kenchiku-bosai.or.jp/>

(イ) 自己の居住に要する家屋(昭和56年5月31日以前に建築されたもの)について、一定の要件を満たす耐震改修工事を行った場合には、耐震改修促進税制として、所得税の控除や固定資産税の減額措置が受けられる制度が設けられているため、ホームページ等を活用した情報提供に努めます。

(ウ) 平成28年に発生した熊本地震では、新耐震基準の在来軸組構法木造住宅のうち、平成12年以前に建築された住宅についても倒壊等の被害が見られています。このため、昭和56年から平成12年までに建築された木造住宅の耐震性能を検証する方法として「新耐震基準の木造住宅の耐震性能検証法」がまとめられていることから、本検証が適切に行われるよう周知に努めます。

ウ 耐震診断・耐震改修の促進のための環境整備

(ア) 無料耐震診断の実施

北海道が行っている戸建て木造住宅の無料耐震診断に係る情報について、広報誌等により積極的に提供し、利用促進に努めます。

(イ) 所有者のニーズに合わせた耐震改修の促進

耐震改修の促進にあたっては、建築物のライフサイクルや所有者の高齢化など様々な現状を踏まえ、安価な耐震改修工事や高齢者向けリバースモーゲージ型住宅ローン等の耐震改修に関する融資制度のほか、耐震化が早期に実現するよう、建築物の所有者のニーズに合わせ、必要な情報の提供に努めます。

(ウ) 住宅改修又は除却に対する支援

本町では、快適で良好な住環境の整備等を目的に、表7に示すとおり羽幌町住宅改修促進補助金交付要綱を設け、一般住宅の補強等による安全及び防災力向上への支援を行っています。

表7 羽幌町住宅改修促進補助金交付要綱(別表抜粋)

区分	改修工事の内容
修繕及び模様替え工事	2 住宅の安全上又は防災上必要な工事で、次の各号に掲げる工事 (1) 基礎若しくは土台の敷設工事又は補強工事 (2) 柱、はり等について有効な補強を行う工事 (3) 筋かい、火打ち等による補強工事

また、空き家の有効活用及び解体促進による良好な住環境の確保等を目的に、表8に示すとおり羽幌町空き家対策補助金交付要綱を設け、耐震化率の向上につながる支援を行っています。

表8 羽幌町空き家対策補助金交付要綱(別表抜粋)

区分	補助対象となる工事
修繕及び模様替え工事	2 住宅の安全上又は防災上必要な工事で、次の各号に掲げる工事 (1) 基礎若しくは土台の敷設工事又は補強工事 (2) 柱、はり等に係る有効な補強工事 (3) 筋かい、火打ち等による補強工事
解体工事	居住の用に供さなくなった老朽住宅等を解体し除去する工事

エ 地震に備えた総合的な安全対策の推進

(ア) ブロック塀等の倒壊防止

地震によるブロック塀等の倒壊を防止するため、特に、緊急輸送道路、避難路、通学路等に面するブロック塀等にあつては、パトロールなどを通じて点検し、必要に応じて所有者や管理者へ補強の指導を行うとともに、新規に施工又は設置する場合には関係法令を遵守させるなど、安全性の確保について指導します。

(イ) 窓ガラス等の落下物対策

地震動による落下物からの危害を防止するため、特に、緊急輸送道路、避難路、通学路等に面する建築物の窓ガラス、外壁、屋外広告物等で落下のおそれのあるものについて、その実態を調査し、必要に応じて所有者や管理者へ改善指導を行います。

(ウ) 家具の転倒防止対策

家具等の転倒による被害を軽減するため、日頃からの防災活動を通じ、所有者等に対し家具の固定方法等について、普及啓発を行います。

(エ) 敷地の安全対策

これまでの大規模地震では、地盤の液状化や敷地の崩落などが要因となった住宅・建築物被害が発生しています。このため、今後の公共事業等に当たっては、詳細な地盤調査により発生する液状化予測を行うことで、現場の施工条件、効果の確実性、経済性などを総合的に判断し、効果的な液状化対策を推進するとともに、住民に対してもパンフレット等により液状化対策に関する知識を啓発していきます。

(オ) 危険区域における住宅・建築物への対応

がけ地の崩壊等で危険を及ぼすおそれのある区域において、建築物の建築制限を行うとともに、既存の危険住宅については、住宅・建築物耐震改修事業等の活用により安全な場所への移転促進を図るものとします。

(カ) その他

大規模地震等の発生により住宅・建築物が著しい被害を受け、緊急輸送道路を閉塞するなど社会的に重大な被害が生じるおそれのある地域を土砂災害から保全するため、必要に応じて砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設の整備を推進します。

6 その他計画の推進に関する事項

(1) 関係法令による指導等

所管行政庁(本町の場合は建築主事を置く北海道)は、耐震改修促進法の各規定に基づき、地震発生時においても利用を確保する必要がある建築物や、地震によって倒壊しその敷地に接する道路の通行を妨げる建築物等に対し、必要に応じて、耐震診断や耐震改修の的確な実施に係る指導や助言を行うよう努めるとされています。さらには、本指導等への対策を取らなかった当該建築物の所有者等に対し、所管行政庁は、建築基準法に基づき勧告又は命令を行うことができるとされています。

このため、関係法令に基づく指導等については、所管行政庁と連携し、必要な取組を進めていく必要があります。

(2) 他市町村等関係機関との連携

北海道では、道内市町村の連携や建築関係団体等の取組に関する情報交換、建築物に関する総合的な地震対策を推進するため、全道住宅建築物耐震改修促進会議を設けています。本町においてもこれらの会議等への参加に努め、関係機関との連携を図りつつ、建築物等の耐震化を着実に推進していく必要があります。

また、頻発する地震の情報やこれらに関する防災機関の研究結果等を注視しつつ、地震災害の被害等を最小限とするための必要な取組を進めていきます。